

乳幼児用玩具に対する消安法規制が
2025年12月25日から
始まることになりました。

昨年12月10日に消費生活用製品安全法(消安法)の政令改正が閣議決定され、同月13日に官報に掲載、公布されましたので、主な改正内容(乳幼児用玩具関連のみ)についてお知らせします。

- 1) 規制の対象となる乳幼児用玩具は、主として家庭において出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものとなっています。
- 2) 規制の開始日は2025年12月25日からとなっています。

なお、規制の対象となる乳幼児用玩具を製造又は輸入する事業者は経済産業局に必要な事項の届出が義務付けられますが、その届出は規制開始日前の2025年9月25日から可能となっています。

今回の消安法の改正によって、規制対象となる乳幼児用玩具を製造又は輸入する事業者は、国が定める技術基準に適合することや使用に適した年齢・使用上の注意等の警告表示等を行うことが必要となります。これらの義務を履行している旨の表示(PSCマーク及び警告表示)のない製品は販売できないことになります。

なお、規制対象となる乳幼児用玩具の詳細、技術基準、表示が必要な警告表示等の内容、PSCマークの様式などについては、同法の技術基準省令、運用解釈通達などによって明らかになりますが、これらについては、現在、経済産業省において制定手続きを進めているところです。

日本文化用品安全試験所は、1971年(昭和46年)から玩具の安全基準(STマーク)に基づく試験検査に携わってきております。今般の消安法規制につきましても事業者の皆様方の試験検査のご依頼に応えられるよう準備を進めてまいります。

今後、規制の詳細が明らかになりましたら、その都度情報をお知らせします。



お問合せ先
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)
東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516
E-Mail:info@mgsl.or.jp